

第3期宮津市 子ども・子育て支援事業計画

概要版

～ みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ ～



宮津市 なみちゃん

令和7年3月
宮 津 市

1 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

少子高齢化が急速に進行する中、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が施行され、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。令和5年にはこども家庭庁が発足し、同時に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現をめざして、こども政策を総合的に推進していくこととしています。

宮津市においては、平成27年に「宮津市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援センターの整備や中学校や公立幼稚園給食の導入、医療的ケア児保育を実施するなど、働きながら安心して子どもを生み育て、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、住みよいまちづくりを推進してきました。

第3期となる本計画では、これまでの取組の成果を基盤として継承するとともに、子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられ、見守られながら、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かり合うことのできる社会を目指し、

『みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ』を基本理念として、ニーズに応じた多様できめ細かな子育て支援を推進します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村行動計画として位置づけ、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画として、保健・福祉・教育・まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図る計画として策定します。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画、少子化社会対策基本法第7条に基づく総合的かつ長期的な少子化に対するための施策を本計画に位置付け、こどもの貧困対策とともに推進します。

なお、本計画は、「宮津市総合計画」を上位計画と位置付け、高齢者・子ども・障害者（児）について横断的な施策を展開する「宮津市地域福祉計画」のもと、関連する個別計画との整合を図りながら取組を推進します。

計画の期間

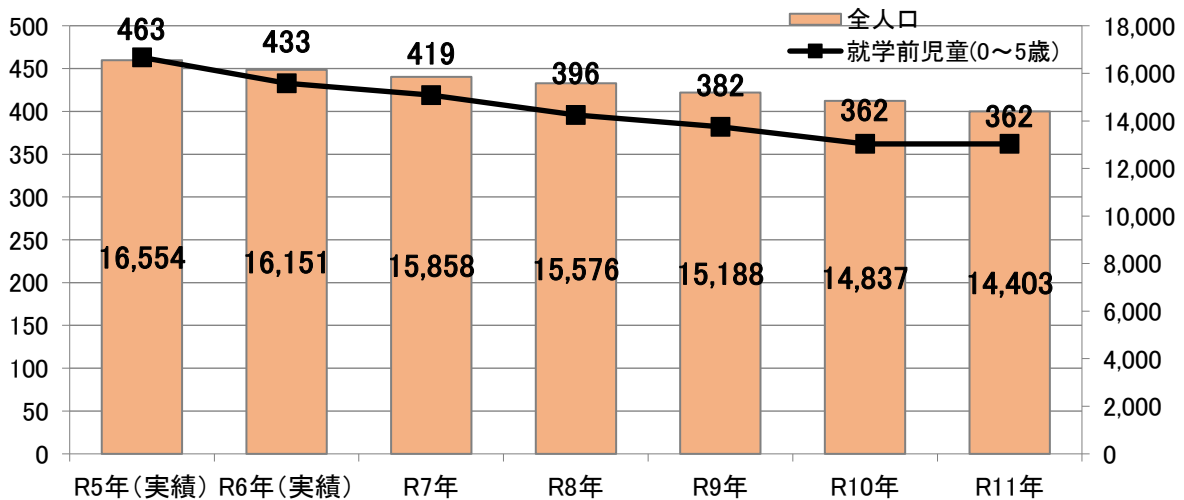
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

2 子ども・子育てを取り巻く現状

人口の統計

- 将来の市の人口を推計した結果、今後も人口減少が進むと予測され、総人口では令和7年には16,000人を割り込むとともに、就学前児童数は令和8年には400人を割り込み、300人台で推移していくものと推察されます。

◆コーホート変化率による宮津市の推計人口



※各年とも4月1日現在。住民基本台帳人口（外国人含む）を基礎資料としています。

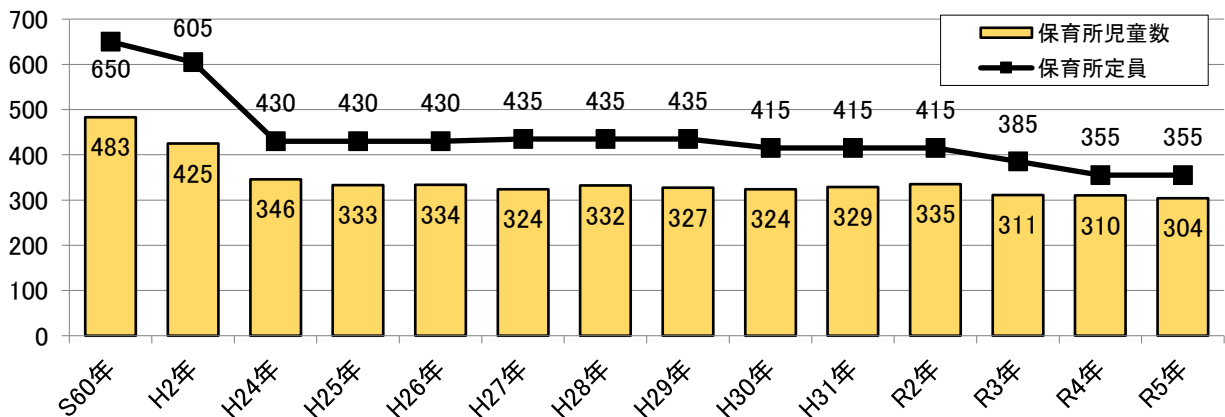
※この推計値は、コーホート変化率※1によって求めたものであり、社会経済情勢の変化や宅地等の開発、各種施策等による社会的要因にかかる補正等はありません。

※1 コーホート変化率…コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率とは、過去の実績人口の動態から変化率を求め、将来人口を推計する方法をいいます。

保育所の定員と入所児童数

- 保育所の定員は、昭和60年当時は650名でしたが、令和4年以降は355名となっています。
- 入所児童数の推移は、平成2年までは400名を超えていましたが、以降は徐々に減少し、現在は300名前後でほぼ横ばいとなっています。

◆保育所の定員と入所児童数



※各年4月1日現在の入所児童

3 計画の基本的な考え方

基本理念

みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

基本方針・基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、「子育てに夢を持てる環境づくり」並びに「子どもが健やかに育つまちづくり」の2つの基本方針のもと、次の目標を掲げ、総合的に施策を展開します。

〔1〕子育てに夢を持てる環境づくり

- ① 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます
- ② 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します

〔2〕子どもが健やかに育つまちづくり

- ① 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます
- ② 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します
- ③ 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

施策の体系

基本方針	基本目標	基本施策
子育てに夢を持てる環境づくり	1. 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます	(1) 子どもを安心して妊娠し、出産できる環境づくり (2) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実 (3) 地域子ども・子育て支援事業等の充実 (4) 仕事と子育てが両立できるための環境づくりの推進 (5) 子育て家庭への経済的支援 (6) 子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進 (7) 配慮の必要がある家庭と子どもへの支援体制の充実
	2. 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します	(1) 子育て情報や必要な支援を必要な人に届ける情報発信と相談支援体制の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり
子どもが健やかに育つまちづくり	3. 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます	(1) 母と子が健やかに育つ環境づくり (2) 安心・安全なまちづくり
	4. 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 次代を担う親の育成 (4) 食育の推進
	5. 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます	(1) 子どもの地域活動への応援 (2) 家庭・地域・教育・保育施設等が連携したコミュニティづくり

4 子ども・子育ての支援施策の方向と展開

I 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

(1) 子どもを安心して妊娠し、出産できる環境づくり

① 妊娠を望む夫婦等への支援

◎【充実】不妊治療への助成

② 妊娠期から出産までの支援

○不育治療への助成
○妊婦健康診査の実施

◎【新規】妊婦等包括相談支援
○パパママ学級の実施

(2) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

① 幼児期の学校教育の充実

○幼稚園教育・保育の充実
○幼稚園の環境整備
○幼稚園教育の質の向上

○認定こども園の継続
○魅力ある幼稚園づくり

② 保育サービスの充実

○地域型保育事業
○休日保育の充実
○医療的ケア児保育の実施
○特色ある保育所づくり

○乳児保育の充実
○障害児保育の推進
○保育所の環境整備
◎【充実】保育の質の向上

(3) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

◎【充実】子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）

○放課後児童クラブの実施

○総合的な案内窓口の充実（利用者支援事業）

○一時預かり事業

○延長保育事業

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

○病児保育の実施

◎【充実】ファミリー・サポート・センター事業

◎【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(4) 仕事と子育てが両立できるための環境づくりの推進

① 男女が共同して子育てを担う意識の醸成

○男女共同子育て意識づくりの啓発
○父親の育児参加

○パパママ学級の実施〔再掲〕

② ワーク・ライフ・バランスの理解推進

○子育てを地域で支える意識の啓発
○父親の育児参加〔再掲〕

○企業等への啓発

③ 魅力ある働く場づくり（ジェンダーギャップ解消）

◎【新規】女性活躍応援塾

（５）子育て家庭への経済的支援

① 子育てや教育・保育にかかる費用負担の軽減等

◎【新規】妊婦のための支援給付 ○保育所保育料の軽減
○幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実 ○就学の援助
◎【新規】宮津市未来を担う人財応援奨学金による支援

② 各種手当の支給

○児童手当の支給 ○児童扶養手当の支給
◎【新規】中学卒業・夢未来応援事業 ○特別児童扶養手当の支給

③ 医療費・療養費の助成・拡充

◎【充実】子育て支援医療費の支給 ○ひとり親家庭医療費の支給
○未熟児の養育支援

（６）子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進

○子どもの貧困の解消に向けた対策 ○地域での居場所づくりへの支援
○保育所保育料の軽減〔再掲〕 ○就学の援助〔再掲〕
○児童手当の支給〔再掲〕 ○児童扶養手当の支給〔再掲〕
◎【充実】子育て支援医療費の支給〔再掲〕 ○ひとり親家庭医療費の支給〔再掲〕
○ひとり親家庭等に対する就労支援 ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実
○入院助産の実施 ◎【新規】ヤングケアラーの支援体制の整備
◎【新規】生活・学習支援事業

（７）配慮の必要がある家庭と子どもへの支援体制の充実

① 児童虐待対策の充実・不登校支援

◎【新規】こども家庭センターの運営 ○児童相談体制の充実
○要保護児童への支援体制の充実 ○DV 被害者の子どもの支援
○地域における見守り体制の充実 ◎【新規】子育て世帯訪問支援事業
◎【充実】不登校等児童生徒への支援の推進
◎【新規】みやづ子どもサポートセンターの設置・運営（児童育成支援拠点事業）

② ひとり親家庭への自立支援

○ひとり親家庭等に対する就労支援〔再掲〕 ○ひとり親家庭に対する相談体制の充実〔再掲〕
○児童扶養手当の支給〔再掲〕 ○ひとり親家庭医療費の支給〔再掲〕



③ 障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

- 発達障害等の児童生徒への教育的支援
- 障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業等）
- 障害児日中一時支援事業（障害児一時預かり）
- 支援ファイルの活用促進
- 障害者自立支援協議会発達部会の取組推進
- 障害児相談支援事業
- 特別児童扶養手当の支給〔再掲〕
- 障害児保育の推進〔再掲〕
- 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実
- ◎【充実】障害者インフルエンザ・障害者新型コロナウイルス感染症予防接種の助成
- 医療的ケア児支援体制の構築

Ⅱ 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します

（１）子育て情報や必要な支援を必要な人に届ける情報発信と相談支援体制の充実

① こども家庭センターの充実等

- ◎【新規】子ども家庭センターの運営〔再掲〕
- 子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）〔再掲〕
- 総合的な案内窓口の設置（利用者支援事業）〔再掲〕
- 保育所の子育て相談機能の充実

② 子育てに関する情報提供の充実

- ◎【充実】子育て総合情報の提供
- 母子保健に関する地域情報の提供
- 交流事業・子育て講座等の実施

③ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実

- ◎【新規】こども家庭センターの運営（母子保健機能）
- ◎【新規】妊婦等包括相談支援〔再掲〕
- パパママ学級の実施〔再掲〕
- 離乳食教室
- ベビーマッサージ教室

④ 子どもの養育に関する相談支援体制の充実

- こころの相談体制の充実
- 子育て相談（のびのびっこ広場）
- 年中児すこやか相談事業
- わくわく教室
- ほめ方教室
- 障害児相談支援事業〔再掲〕

（２）子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援活動や交流の促進

- ◎【充実】子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）〔再掲〕
- 子育てグループ育成・保護者同士の交流支援
- ◎【充実】子育てサークル活動の支援
- 保育所の子育て相談機能の充実〔再掲〕

Ⅲ 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

(1) 母と子が健やかに育つ環境づくり

① 訪問活動・指導の充実

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問） | ○保健師家庭訪問（養育支援訪問） |
| ○赤ちゃんお誕生おめでとう訪問 | ◎【新規】乳幼児家庭の子育て相談 |

② 健診事業等の推進

- | | |
|--------------|---------------|
| ◎【新規】新生児聴覚検査 | ◎【新規】1か月児健康診査 |
| ○乳児健康診査 | ◎【充実】12か月児相談 |
| ○1歳6か月児健康診査 | ○2歳6か月児歯科健康教室 |
| ○3歳児健康診査 | ○予防接種の実施 |

③ 母性の健全育成と医療等の充実

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ○休日医療体制等の整備 | ◎【充実】不妊治療の助成〔再掲〕 |
| ○不育治療への助成〔再掲〕 | ○入院助産の実施〔再掲〕 |
| ◎【新規】初回産科受診料の助成 | ○妊婦健康診査の実施〔再掲〕 |
| ○産婦健康診査の実施 | |
| ◎【新規】医療 MaaS による妊産婦健康診査の検討 | |
| ◎【充実】産後ケア事業 | ◎【新規】親子関係形成支援事業 |

(2) 安心・安全なまちづくり

① 子どもを犯罪等から守る取組の推進

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ○子ども見守り活動の推進 | ○子ども110番のいえ事業の取組 |
| ○青少年教育推進事業 | ○青色防犯パトロールの推進 |
| ○防犯カメラ・ドライブレコーダーによるまちの見守り推進 | |

② 子どもを交通事故等から守る取組の推進

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ○交通安全の取組の推進 | ○通学路等交通安全プログラムの推進 |
| ○子育て世帯に配慮した公共施設等の整備 | ○児童遊園等の適正な維持管理 |
| ○子育て世帯に配慮した住宅の提供 | ○子育て世帯のリフォームの支援 |



Ⅳ 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します

（１）子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

① たくましい身体の育成・確かな学力と教育環境の充実

- 保育所・幼稚園・学校の連携
- 国際理解教育の推進
- 魅力ある学校（園）づくり
- ◎【充実】学力向上を図るための授業改善
- ◎【充実】倫理的思考力や表現力の育成
- ◎【新規】ICTを活用した学習意欲の喚起、個別最適な学びと協働的な学びの実現
- 幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実〔再掲〕

② 夢・志・豊かな感性を持った人づくり

- こころの教育の推進
- いじめ防止対策の推進
- 人権教育の推進
- ◎【充実】不登校等児童生徒への支援の推進〔再掲〕

③ 地域一体となった学校づくり

- 小中一貫教育の推進
- 「ふるさとみやづ学」の推進
- 教育ギャラリーの推進
- 【新規】コミュニティ・スクールの推進（学校運営協議会制度の導入）
- 【新規】地域学校協働活動の推進
- 環境学習の推進
- 防災学習の推進

（２）家庭や地域の教育力の向上

家庭教育及び親子の絆づくりへの取組

- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- 家庭における生活習慣の取組
- 親子行事の充実

（３）次代を担う親の育成

① 体験活動・世代間交流の推進

- 子どものびのび体験活動事業
- 乳幼児とふれあう機会の充実
- 高齢者等を活用した子どもの育ちの支援

② 子どものこころとからだの健康づくり

- こころとからだに関する教育の充実



（４）食育の推進

食育の取組

- 離乳食教室〔再掲〕
- 保育所・幼稚園・学校における食育の取組
- 幼稚園給食の実施と学校給食の維持・充実〔再掲〕
- 就学前施設・学校の給食の充実
- 「きょうと食いく先生」の授業の実施

V 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

（１）子どもの地域活動への応援

地域での多様な体験・交流機会の確保、環境づくり

- 図書館の充実
- 子どものびのび体験活動事業〔再掲〕
- 児童のボランティア活動の促進（福祉協力校等）
- スポーツに触れるきっかけづくりとスポーツ教室の充実
- ◎【新規】ジュニアスポーツ育成チャレンジ事業

（２）家庭・地域・教育・保育施設等が連携した地域コミュニティづくり

① 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブの実施〔再掲〕
- 子どものびのび体験活動事業〔再掲〕
- 児童遊園等の適正な維持管理〔再掲〕
- ◎【新規】放課後子ども教室の実施
- ◎【新規】みやづ子どもサポートセンターの設置・運営（児童育成支援拠点事業）〔再掲〕

② 地域活動の推進と充実

- 環境にやさしいまちづくりの推進
- ◎【新規】地域学校協働活動の推進〔再掲〕
- ◎【充実】子育て応援事業所の推進
- 民生委員・児童委員等活動支援

③ 世代間交流の推進

- 異年齢・異世代との交流推進（保育所・幼稚園）



5 教育・保育事業等の量の見込み等

○3つの認定区分

幼稚園、保育所の利用にあたっては、就労時間等認定事由により教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

認定区分	年 齢 等	利用できる施設
1号認定：教育標準時間認定（4時間程度）	満3歳以上小学校就学前の子どもであって、教育のみを受ける子ども	宮津幼稚園、栗田幼稚園、吉津子ども園、府中子ども園、宮津暁星幼稚園
2号認定：保育認定 保育短時間（～8時間） 保育標準時間（8～11時間）	満3歳以上小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども	日置保育所、養老保育所、亀ヶ丘保育園、みずほ保育園、たんぼぼ保育園、吉津子ども園、府中子ども園、宮津暁星幼稚園
3号認定：保育認定 保育短時間（～8時間） 保育標準時間（8～11時間）	満3歳未満の子どもであって、保育を必要とする子ども	

【教育・保育事業】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定【3～5歳児で幼稚園等利用希望の子ども（2号認定の学校教育利用含む）】						
	量の見込み（人）	56	49	48	44	45
	1号認定	29	26	25	23	23
	2号認定（学校教育利用希望）	27	24	23	21	22
	確保の内容（人）	197	197	197	197	197
2号認定【3～5歳児で保育所等利用希望の子ども】						
	量の見込み（人）	173	152	148	135	139
	確保の内容（人）	183	183	183	183	183
3号認定【0～2歳児で保育所等利用希望の子ども】						
0歳児	量の見込み（人）	24	24	22	22	22
	確保の内容（人）	30	30	30	30	30
1歳児	量の見込み（人）	44	41	41	39	39
	確保の内容（人）	44	42	42	42	42
2歳児	量の見込み（人）	43	52	52	47	47
	確保の内容（人）	51	53	53	53	53

【地域子ども・子育て支援事業】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業（延長保育事業）【通常の保育時間を延長して保育を提供する事業】						
	利用者数の見込み（人日）	71	67	65	61	61
	確保の内容（人）	71	67	65	61	61
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後過ごす場を提供する事業】						
低学年	利用者数の見込み（人）	123	120	112	109	96
	確保の内容（人）	150	150	150	150	150
高学年	利用者数の見込み（人）	59	55	51	47	46
	確保の内容（人）	67	67	57	57	57

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）【疾病等の理由により家庭での子育てが困難になった際、児童を一時預かる事業】						
利用者数の見込み（人日）		3	3	3	3	3
確保の内容（人日）		24	24	24	24	24
地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）【子育てをする家庭の育児相談や遊びの場を提供する事業】						
利用者数の見込み（人月）		651	616	594	563	563
確保の内容（人月）		651	616	594	563	563
一時預かり事業（幼稚園在園児）【幼稚園で教育時間以外の時間帯に保育を提供する事業】						
利用者数の見込み（人日）		4,659	4,092	3,991	3,646	3,748
確保の内容（人日）		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
一時預かり事業（幼稚園児以外）【保育所等で一時的に子どもを預かる事業】						
利用者数の見込み（人日）		305	288	278	263	263
確保の内容（人日）		840	840	840	840	840
病児・病後児保育事業【病児・病後児の一時的な保育を行う事業】						
利用者数の見込み（人日）		205	194	187	177	177
確保の内容（人日）		480	480	480	480	480
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業/就学児）【会員間の保育に関する相互援助活動を支援する事業】						
低学年	利用者数の見込み（人日）	2	2	2	2	2
	確保の内容（人日）	20	20	20	20	20
高学年	利用者数の見込み（人日）	8	7	7	6	6
	確保の内容（人日）	10	10	10	10	10
利用者支援事業【子どもと保護者の身近な場所で専門員が情報提供や相談・助言を行う事業】						
施設数（か所）		1	1	1	1	1
利用者支援事業（こども家庭センター型）【妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う事業】						
施設数（か所）		1	1	1	1	1
妊婦健康診査事業【妊娠中の母子の健康状態を定期的に確認する事業】						
健診受診見込み（延人）		707	707	673	673	650
確保の内容（延件数）		707	707	673	673	650
乳児家庭全戸訪問事業【生後2か月頃までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問する事業】						
訪問対象児数の見込み（人）		62	62	59	59	57
訪問目標数（人）		62	62	59	59	57
養育支援訪問事業【養育支援の必要な家庭を訪問し養育に関する助言等を行う事業】						
支援対象児数の見込み（人）		2	2	2	2	2
訪問目標数（人）		2	2	2	2	2
子育て世帯訪問事業【訪問支援員が家庭・子育てに不安や悩みを抱える家庭を訪問する事業】						
支援対象児数の見込み（人）		114	109	104	100	96
訪問目標数（人）		0	0	0	110	110
児童育成支援拠点事業【養育環境等に課題を抱える児童に対して支援を行う事業】						
支援対象児数の見込み（人）		2	2	2	2	2
訪問目標数（人）		0	0	0	2	2
親子関係形成支援事業【保護者が親子の関係性や児童との関わり方等を学び、親子関係の構築を図る事業】						
支援対象児数の見込み（人）		7	6	6	6	6
訪問目標数（人）		0	0	0	10	10
妊婦等包括相談支援事業【面談等の実施により情報提供や相談を行い、必要な支援につなげる事業】						
対象数の見込み（回）		68	68	65	65	63
確保の内容（回）		68	68	65	65	63
乳児等通園支援事業【保護者等の就労要件を問わず時間単位等で保育施設が利用できる事業】						
0歳児	量の見込み（延人）	1	1	1	1	1
	確保の内容（延人）	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込み（延人）	1	1	1	1	1
	確保の内容（延人）	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込み（延人）	1	1	1	1	1
	確保の内容（延人）	0	1	1	1	1
産後ケア事業【退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う事業】						
対象数の見込み（延人）		11	11	11	11	11
確保の内容（回）		11	11	11	11	11

6 保育施設一覧

(令和6年度時点)

地区名	区分	施設名	公私	認可年月	定員	備考
宮津	幼稚園	宮津幼稚園	公立	大正14年※	350名	
	幼稚園	宮津暁星幼稚園	私立	昭和11年 4月	55名	
	保育所	亀ヶ丘保育園	私立	平成18年 4月	50名	
	保育所	みずほ保育園	私立	昭和50年 4月	60名	
	保育所	たんぼぼ保育園	私立	昭和55年 4月	60名	
	認定こども園	吉津子ども園分園	私立	平成31年 4月	20名	
	認可外保育施設	キッズスクール	私立	平成25年 4月	—	令和4年度閉園
上宮津	保育所	上宮津保育所	公立	昭和27年 4月	—	令和4年度廃止
栗田	幼稚園	栗田幼稚園	公立	昭和25年 4月	105名	
由良	幼稚園	由良幼稚園	公立	昭和 7年 4月	70名	休園中
吉津	認定こども園	吉津子ども園	私立	平成31年 4月	50名	
府中	認定こども園	府中子ども園	私立	平成28年 4月	50名	
日置	保育所	日置保育所	公立	昭和54年 4月	20名	
世屋	保育所	世屋保育所	公立	昭和56年 4月	—	平成14年度廃止
養老	保育所	養老保育所	公立	昭和42年 5月	45名	
日ヶ谷	保育所	日ヶ谷保育所	公立	昭和28年10月	—	令和2年度廃止

※宮津幼稚園の大正14年は、宮津町営として認可され、宮津尋常高等小学校の校舎を借用して開園。

第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

(令和7年3月)

発行 宮津市健康福祉部 子ども未来課 子育て応援係
〒626-8501 京都府宮津市字浜町 3012
電話 0772 - 45 - 1621
FAX 0772 - 22 - 8438

